HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北大法学部におけるカリキュラム改革とその効果について（一）
Author(s)	伊藤，大一
Citation	北大法学論集，24(3)，145-162
Issue Date	1974-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16156
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(3)_p145-162.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　料

北大法学部におけるカリキュラム改革と、その効果について（一）

伊藤大一

この一文は、昭和四八年七月三一日、札幌市において開催された第八回国立九大学法学部教育課程シンポジウムにおいて行なった報告の草稿に、若干、加筆したものである。

一

北大法学部におきましては、いわゆる大学紛争がきっかけになりまして、昭和四十五年四月に、カリキュラム改革を実施致しました。[1] 以後、今日まで、三年余りの歳月が経過致しましたが、その間、この改革に関して、若干の追跡調査を行なっておりますので、今日は、その調査結果をご紹介申し上げながら、改革とその効果という問題について、ご一緒に考えて参りたいと存じます。

（1）　このカリキュラム改革の内容については、『法学部ニュース第一三号』（昭和四五年五月二日）にその要旨が掲載されているので、参考までに、以下に再録する。

「四月二三日の教授会において、学部カリキュラムの改正にかんし従来積み重ねられてきた検討の成果および学生の要望を考慮しつつ、長時間慎重な討議を加えた結果、次のようなカリキュラム改正の具体的成案に達した。

(1)　必修制は、講義については全廃してすべて自由選択制とし、演習については一演習のみを必修とし、他はすべ

て自由選択制とする。

(2) したがって、一類、二類の類別は廃止となる。

(3) 卒業に必要な単位数は従来の九二単位を七六単位に減少する。ただし、法律・政治関係科目から六〇単位以上を履修しなければならない。

(4) 演習を強化し、できるだけ多くの教官が演習を担当するようにする。従来の四単位の演習は六単位とする。

(5) 新しく展開する授業科目は特殊講義として行なう。

(6) 論文を四単位の科目として認める。ただし、その単位は卒業に必要な七六単位の枠外で計算する。

なお、このような内容のカリキュラム改革を規程という法的形式に表わしたのが「北海道大学法学部規程の一部を改正する規程」(昭和四五年六月一七日)である。その内容は、『法学部ニュース第一七号』(昭和四五年六月一九日)に掲載されている。

二

ところで、いまカリキュラム改革という言葉を、厳密な定義づけを施さないまま、いわば通俗的に用いておりますが、この問題について、多少とも理論的な検討を加えようというのであれば、このさい、それがいかなる意味で「改革」であったのか、いかなる限度において「改革」でありうるのかといった点について、理論的な吟味を加え、共通の了解を得ておくことが必要であると思われます。そこで、この点について、以下、若干言及させていただくことに致します。

問題をはっきりさせるために、結論を先廻りして申しますと、要するに、この場合、カリキュラム改革はいわば形式の変革であって、必ずしも実質の変革を意味するものではなかったということになるかと存じます。すなわち、もともとカリキュラムとはどのような科目を、どのような方法で履修するかについての指示であると考えられます。したがって、その根底には、つねに、特定の教育観、つまりたとえば法学士の称号を得るためには、どのような科目をどのような方法で履修する必要があるかについての一定の判断があるわけでして、この最低限必要であると判断された条件を充足するための手段として、カリキュラムというものがあると考えられるわけであります。(1)

カリキュラムをこのような指示として理解するならば、この意味(いわば実質的意味)でのカリキュラムは、およそ法学教育がある以上、いつ、どこにでも存在しているし、また、その内容もそう急激に変る――あるいは、変えうる――ものではないということになりましょう。問題は、この指示をどのような形で表現す

るかという点にあります。そして、この点については、二つの方法が考えられます。フォーマルな形で指示を与える方法と、インフォーマルな形で指示を与える方法とが、それであります。この二つの区別は、たとえていえば、同じ行政目的を実現するにあたり、法律に基く正規の行政処分という手段を用いるか、それともいわゆる行政指導のような事実上の手段で済ませるかの区別になぞらえてみることができます。したがって、法規の文言に即してみれば、ここには、文言がコグニティヴな意味をもつか、それともむしろアフェクティヴに用いられているかという相違があることになります。

では、このようなコンテクストにおいて捉えてみると、四五年のカリキュラム改革はいかなる意味で「改革」であったことになるでしょうか。結論的に申しますと、それは、ある意味で、それまでのフォーマルな指示方法をインフォーマルな指示方法に切り換えるという性格のものでありました。そして、この面は、とくに、必修制の廃止というアイテムについて、顕著であると思われます。なぜかというに――ご承知のごとく、改革以前のカリキュラム（形式的意味でのそれ）には、必修科目の規定が設けられておりまして、卒業に最低限必要な科目の履修はフォーマルな指示を通して強制される仕組になっておりました。と同時に、そこにおけるカリキュラムの規定はすぐれてコグニティヴな性格をもっていたのであります。カリキュラム改革はこうした仕組に変更を加え、すくなくとも規定の文言、つまりフォーマルな面に即してみるかぎり、強制の契機が取り払われ、科目の履修は学生の自由な選択に任されることになりました。しかし、それならば、以後、学生はその好みに応じて勝手気儘に科目を選択しはじめたかというと、決してそうではありません。たとえば、標本抽出法を用いて、改革の前後で、科目の履修状況にどのような変化があるかを

＜第一表＞科目履修率の変化

科目	①42―44年度（改革以前）の平均履修率	②45―46年度（改革後）の平均履修率	較差②―①
憲法Ⅰ	100.0(%)	100.0(%)	±0(%)
〃Ⅱ	99.1	90.6	－8.5
行政法Ⅰ	76.7	37.6	－39.1
〃Ⅱ	100.0	96.5	－3.5
民法Ⅰ	91.4	88.2	－3.2
〃Ⅱ	87.9	77.6	－10.3
〃Ⅲ	87.9	50.6	－37.3
〃Ⅳ	94.8	84.7	－10.1
商法Ⅰ	91.4	69.4	－22.0
〃Ⅱ	83.6	54.1	－29.5
民事訴訟法Ⅰ	78.4	75.3	－3.1
労働法	44.0	22.4	－21.6
経済法	94.8	98.8	＋4.0
刑法Ⅰ	90.5	89.4	－1.1
〃Ⅱ	85.3	54.1	－31.2
行政法Ⅰ	6.0	24.7	＋18.7
政治学Ⅰ	42.2	7.1	－35.1
〃Ⅱ	89.7	75.3	－14.4
政治思想史	55.2	40.0	－15.2
政治学史	90.5	74.1	－16.4
政治思想史	44.0	50.6	＋6.6
（全科目平均）	―	―	－11.6

備考；標本抽出調査に依る。標本数＝201

調査した結果（第一表参照）によると、卒業に必要な総単位数の面で九二から七六へという減少（減少率約一七%）があったにもかかわらず、科目全体としても（減少率約一二%）、個々の主要科目についてみても――若干の例外（後述）はあるにせよ――履修率はそれほど減少していないことが判明致します。むしろ、学生としても、履修すべき科目は大体において履修しているということが申せましょう。学生は――フォーマルな強制がなくなったにもかかわらず――概して、従前通りの方法で、従前通りの科目を履修しつづけているのであります。いうまでもなく、これは、フォーマルな強制に代って、いまやインフォーマルな強制が働きはじめたことを意味するものに他なりません。そして、この点は、改革以後、科目の選択について、学生が学部・教官側のガイダンスを望むようになったというアンケート調査[2]の結果（第二表参照）からも裏付けることができるのであります。

<第二表>ガイダンスの必要性の有無

	必要性有り	必要性無し	分からない
2年生	27	4	1
3年生	52	16	2
4年生	21	30	3
5・6年生	8	2	0
合計	100	52	6

備考；「質問票」の質問番号はⅡ―7（注(2)を参照のこと）。

では、この場合に働いているインフォーマルな強制とは、具体的に、どのようなものでありましょうか。この点について、まず第一に考えられることは、選択の作動する場の構造、すなわち、総単位中、すくなくとも六〇単位は法律・政治関係科目のなかから選ばなければならない仕組になっているわけですが、この法律・政治関係科目の総数[3]、およびそのなかにどのような科目を含ませるかという点について、学部・教官の側でかなり厳しい態度をとっており[4]、その結果、学生は、学部・教官の側で履修してほしいと考えている比較的小範囲の科目のなかから、いわば選択必修のような形でえらばざるをえない立場におかれているという事実であります。第二に、法学部では、毎年、『学生便覧』と称する履修の手引書を作成して学生に配布し、また、この手引書に沿って各年度の時間割を作成しておりますが[5]、これら手引書や時間割が、一種のガイド・ラインのような役割を果して、学生の選択を学部、教官の希望する方向に誘導する結果になっているという事情が考えられます。さらに――第三の要因として――就職問題からの圧力が働いているという点も、見逃すことができません。これは、とくに各種の国家試験受験者についていえることでありま

すが、民間企業への就職を希望している者についても、程度の差こそあれ、同じような圧力が働いていることは十分推測できるところなのであります。(6)

いずれにせよ、このようなわけで、カリキュラム改革を境に、強制の在り方がフォーマルなものからインフォーマルなものへと変化し、これに伴って、形式的意味のカリキュラムもコグニティヴな性格を弱め、代って、「自由化」という表現に集約されるアフェクティヴな性格を強めるに至った、と考えられます。ところで、こうした強制の二つの在り方のあいだには、それぞれ利害得失がありますけれども、いまは、それらの利害得失には立ち入りたくありません。それというのも、北大法学部の場合、フォーマルな強制でいくか、それともインフォーマルな強制をえらぶかという点について、学部・教官の側に必ずしも完全な選択の自由が与えられていたわけではなかったからであります。実際問題として、私どもは、カリキュラム改革を通じて、インフォーマルな強制の方式に移行したのでありますが、それは、私どもが主体的にこの方式を選択したからというより、むしろ、当時の状況からして、そうせざるをえなかったからだという面があったのであります。改革に先立ち、学生一般を対象にして実施したアンケート調査におきまして、「必修全廃」という回答が多数を占めていたという事実は、そうした当時の状況の一端を物語るものと申せましょう（第三表参照）(7)。

＜第三表＞適当と考えられた必修単位数

回答において適当と考えられた必修単位数	回答数
0	55
1—10	7
11—20	10
21—30	2
31—40	17
41—50	2
演習のみ必修	4
無記入	51

備考；「質問票」の質問番号はⅠ—4.（注(7)を参照のこと）。

以上、蛇足のようなことを申し述べましたが、要するに、形式的な意味でのカリキュラム改革というものは、決して万能薬ではありません。私どもが理想とする法学教育を実現するうえで、それの果す——もしくは、果しうる——役割というものは、ごく限られたものでしかないのであります。このことを再確認したうえで、以下、本題に戻って、四五年のカリキュラム改革の効果について、考察を進めて参りたいと存じます。

(1) 参照、「大学設置基準」(昭和三一年一〇月二三日文部省令第二八号)第一八条および第三二条。ならびに、「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」(昭和三九年二月二五日文部省令第三号)。

(2) このアンケート調査は、昭和四八年二月に、法学部の全学生(三五四名)を対象として行なわれたもので、回答者数は一三四名、回答率は三八%であった。「質問票」の内容は、以下の通りである。

Ⅰ　法学教育の意義についてお尋ねします。

1. あなたが専門課程として法学部を選んだ理由は何ですか。
2. (就職先もしくは進学先が未だ決っていない方にお尋ねします。)あなたは卒業後どうするつもりですか。
3. (就職したいと答えた方にお尋ねします。)具体的にどのような業種(もしくは職種)を考えていますか。
4. (すでに就職先もしくは進学先が決まっている方にお尋ねします。)あなたは卒業後どうされますか。具体的に業種(もしくは職種)を挙げてお答え下さい。
5. (同右)その業種(もしくは職種)はあなたの希望通りのものですか。

Ⅱ　現在法学士と称するためには、七六単位以上を取得しなければなりません。また必修は演習一科目(六単位)で、あとはすべて選択科目とされています。これについて次の質問に答えて下さい。

1. この総単位七六についてどう考えますか。
2. 1.について少なすぎるまたは多すぎると答えた人は、何単位にするのを適当と考えますか。
3. 演習一科目以外はすべて選択科目とされていることについてどう考えますか。
4. 演習以外にも必修科目を設けるべきであると答えた人は、必修を何科目(何単位)にするのが適当だと考えますか。
5. その場合、具体的にどの科目を必修にするのがよいと考えますか。
6. 七六単位というと、科目数で約一九になります。あなたは、この約一九科目をどのようにして選びますか。
7. 科目の選択の仕方について、学部(教官)の側で積極的にガイダンスを行なうべきだという意見があります。この意見について、あなたはどう考えますか。

Ⅲ　現在演習は、時間の許す限り、何科目でも履修できることになっています。これについて次の質問に答えて下さい。

1. 現在演習は一科目だけ必修となっていますが、このことについてどう考えますか。
2. 現在演習は二年後期から開始されています。これは

移行制度との関係によるものですが、もし制度的条件が整えば、もっと早い時期（たとえば二年前期）から始めるようにした方がよいという意見があります。あなたはこれについてどう考えますか。

3. 現在演習は原則として二学期にわたっています。あなたは三学期（もしくは、それ以上）にわたる演習を設けることについてどう考えますか。

4. あなたは演習をどのようにして選びますか。

5. 展開すべき演習およびその内容をどのようにして決めるかについて、いろいうな考え方があります。あなたの考え方は、下記の中のどれに近いですか（下記省略）。

Ⅳ 現在成績評価は四段階評価方式（優・良・可・不可）で行なわれています。

1. 四段階評価方式に対して、二段階評価（合格・不合格）に改めるべきだという意見があります。あなたはこれについてどう考えますか。

2. （二段階評価の場合も含めて）合格の基準についてあなたはどう考えますか。

3. 現在成績評価は各学期末に実施される試験（または、各学期末に提出されるリポート）に基いて行なわれることになっていますが、このやり方を改め、平常点方式すなわち学生が常時（毎週あるいは隔週ぐらいに）リポートを提出し、それに基いて行なわれるようにすべきだ、という意見があります。これについて、あなたはどう考えますか。

Ⅴ 法学部の講義や演習の内容・方法等についてお尋ねします。

1. あなたが最も不満な科目をあげて、内容・方法等についての不満と、その理由をなるべく詳しく書いて下さい。

2. 1.についてどのような改善を望みますか。

3. 現在法学部で行なわれている講義のうち、その程度が高すぎるもの、およびその程度が低すぎるものがあったら挙げて下さい。

4. 現在法学部で行なわれている講義について、整理、強化、統合を望むものがありますか。

5. 将来、新たに展開することを希望する科目があれば、その内容をなるべくはっきり示す名称で、重要な順に全部列挙して下さい。

Ⅵ 学生諸君の中に他学部の講義を聞きたいが、それが困難だという不満があります。あなたは、他学部の講義で聞きたいと思ったが聞かなかったものあるいは聞けなかったものがありますか。（以下省略）。

（3） 昭和四八年七月末現在、法律・政治関係科目の総数は三六、その単位合計は一四四である。

(4)　この点は、たとえば、論文（四単位）が卒業に必要な単位計算の枠外におかれていることからも、窺い知ることができよう。

(5)　時間割には、対象学年が明示されている。ただし、同一学年について、科目どうしを「ぶつける」ような組み方はしていないし、また――すくなくとも、現在までのところ――すべきでもないと考えている。

(6)　たとえば、労働法の履修率が非常に高いという現象は、一つには、この点から説明されると思われる。

(7)　このアンケート調査は、昭和四五年一月に、法学部の全学生（三六九名）を対象として行なわれたもので、回答者数一四九名、回答率は四〇％であった。「質問票」の内容は、以下の通りである。

Ⅰ　現在法学士と称するためには、九二単位以上を取得し、必修科目一三（二類）ないし一四（一類）を履修することが求められています。

1.　この総単位九二についてどう考えますか。

2.　1.について多すぎるまたは少なすぎると答えた人は、何単位にするのを適当と考えますか。

3.　必修一三または一四科目についてどう考えますか。

4.　3.について多すぎると答えた人は、何単位にするのを適当と考えますか。

5.　3.について多すぎると答えた人は、どの科目を必修からはずすことを望みますか。

6.　3.について少なすぎると答えた人は、現在展開されている科目の中からどの科目を新しく必修にすることを望みますか。

Ⅱ　現在演習は一科目必修で、二科目八単位までを取得単位計算に含めることになっています。

1.　あなたは将来演習を何単位まで取得単位計算に含めることを望みますか。

2.　その場合、演習は必修にすべきでしょうか、選択にすべきでしょうか。

3.　現在演習は三年前期から四年後期までにわたって展開されていますが、展開される期間について、どう考えますか。

4.　現在の演習は全て二学期にわたっています。あなたは一学期間の演習を設けることについて、どう考えますか。

5.　三学期にわたる演習についてはどう考えますか。

6.　現在の演習は二学期間で四単位とされています。これを二学期間で六単位と、実態に見合った算定基準の変更をすることについてどう考えますか。

Ⅲ　法学部の講義や演習の内容・方法について不満なことを示して下さい。

1.　あなたが最も不満な科目をあげて、内容・方法など

についての不満と、その理由をなるべく詳しく書いて下さい。

2. 1.についてどのような改善を望みますか。

3. 現在法学部で行なわれている講義について、整理、統合を望むものがありますか。あったら列挙して下さい。

4. 将来新たに展開することを希望する科目があれば、その内容をなるべくはっきり示す名称で示して下さい。

Ⅳ 学生諸君の中に、他学部の講義を聞きたいが、それが困難だという不満があります。あなたは、他学部の講義で聞きたいと思ったが聞かなかったもの、あるいは聞けなかったものがありますか。(以下省略)。

三

さて、一般に、改革の効果を測定するという場合、何を基準にして測定するかという厄介な問題があります。しかし、いまの場合、測定の基準としては、カリキュラム改革の意図を措いて他に考えられません。つまり、カリキュラム改革は特定の意図――これ自体はもちろん教育理念と密接に関連し合っているわけですが――のもとに行なわれるわけで、この意図が果してうまく実現されたかどうかという点に着目して、その効果を測定するということになるわけであります。ところで、四五年のカリキュラム改革には、公けにされた二つの意図と、公けにされなかった一つの意図、つまり合わせて三つの意図がありました。そこでこれについて、以下、簡単にご説明申し上げます。

まず、公けにされた意図でありますが、これについては、当時、学生自治会から提示された公開質問に対する法学部教授会の回答のうちに、明確な表現が与えられておりますので、ここに再録させていただきます。(1)

「(一)大学における教育の質を向上させること。

大学における教育の基礎は教師と学生との対話にある。かかる教育の質を向上させるためには、教師の側における創意と努力が必要なことはいうまでもないが、同時に学生の側においても、対話の意志とそれにふさわしい準備をもって教育の場にのぞむことが必要である。(カリキュラム改革は)そのための方策として、さし当り勉学における学生の自主性を期待し、触発すべく教育計画を改めようとするものである。

(二)法学教育を能動的な職業教育に近づけること。

法学教育が職業教育としての役割を有することは否定しえな

い。単位制の根拠もここにある。但し、それは既存の職業体系を前提として特定の職業に進むために必要な教育という受動的な性格のものであってはならず、既存の社会制度に対する批判をも含めて能動的に社会に貢献するための一般的な職業教育でなければならない。そして、このためには、法・制度に使われる人間ではなく、法・制度を使いこなす人間を養成しうるよう教育計画を改める必要がある。」

すなわち、公けにされた意図の第一は、勉学において、学生の自主性を高めるという点にありました。この自主性ということについて、若干コメント致しますと、一般に、教育における自主性ということには、二つの意味があると思われます。受講における自主性と、科目の選択における自主性の二つが、それであります。このうち、受講における自主性とは、どのような科目であれ、とにかくそれを受講する場合に、たんに講義を聞いてノートをとるといった受動的な役割にとどまることなく、すすんでそれ以上の役割――たとえば、討論に参加するとか、報告を行なうといった活動がそれに当たります――を果すことを指します。しかし、こうした活動を行なうためには、それなりの準備、それなりの訓練といったものが必要になりましょう。そこで、さきにご紹介申し上げましたカリキュラム改革の内容に即して申しますと、さしあたり、卒業に必要な総単位数の減少と、演習の強化というアイテムが、直接、これに関連をもつこととなります。[2] これに対し、他方、科目の選択における自主性とは、そもそもどのような科目を受講するかということ、つまり履修すべき科目の決定を学生の判断に委ねるというものでありまして、同じくカリキュラム改革の内容に即して申しますと、必修制の廃止というアイテムが、直接、これに関連をもつこととなるのであります。

ただ、しかし、この必修制の廃止と科目の選択における自主性の関連は、じつは、一見するほど簡単なものではありません。というのは、カリキュラム改革によって、たしかに制度としての必修科目はなくなりましたが、しかし、だからといってかつて必修科目とされていた諸科目が、今日でも、いぜん法学教育の中核を形づくっているという事実――いわば、それら諸科目の必修性――までが否定されてしまったわけではないからであります。[3] これら諸科目は、改革後の今日においても、法学士の称号を得るうえで不可欠の科目――いわば必修的な科目――として、法学教育の中核を形づくっていると考えられます。だとすれば、科目の選択における自主性というものは、これら必修的な科目を避けるこ

とのうちにではなく、逆に、すすんでそれに挑むことのうちにあるということになりましょう。したがって、この意味の自主性は何によって測られるかというと、具体的には必修的な科目を履修しないことによってではなく、逆にすすんでそれら諸科目を履修することによって測られるということになるのであります。考えてみると、これはたしかにパラドクシカルな事態であります。しかし、もともと法学教育における自主性ということのうちには、そうしたパラドクシカルな契機が含まれていたのだと考えるのが、この場合、むしろ筋でありましょう。

もっとも、こうした考え方――これは法学部における支配的な考え方でありましたが――に対しては、スタッフの一部に異論がありました。すなわち、法学部における支配的な考え方は、一つの前提、すなわち法律・政治関係科目のうちには一定数の必修的な科目があり、しかもそれが具体的にどれとどれであるかを私どもは識別できるはずだという前提の上に立っていたのでありますが、スタッフのうちには、まさしくこの前提それ自体に疑いの目を向け、そもそも法学教育において必修的な科目といったものがあるかどうか、かりに百歩譲って、そのようなものがあったとしても、私どもはそれが具体的に何であるかを識別し、決定しうる立場にないのではないかと考える者が含まれていたのであります。この、いわば必修科目不可知論には、たしかに、それなりの根拠がありました。というのは、カリキュラムの改革以前、つまり必修科目が存在していた当時においても、具体的に何が必修科目であるかという点について、私どもは必ずしも明快かつ一義的な判定基準をもっていたわけではなかったからであります。そこで、この不可知論の立場からは、すくなくとも何が必修的な科目であり、何は必修的な科目ではないといった区別を、学部・教官の側であらかじめ立てるようなことはすべきでない、そのような区別は、学生が、試行錯誤を経て、自分自身で見つけ出していくべきであるといった主張が開陳されることになりました。当然のことながら、こうした立場に立つかぎり、科目の選択における自主性ということも、無限定な、言葉の素直な意味での自主性を指称することになり、したがって、それは伝統的に必修科目とされていなかったような科目を選択すること――極端な場合には、むしろ、伝統的な必修科目を選択しないこと――によって測られるということにもなりうるわけであります。

以上のような次第で、結局、カリキュラム改革の意図は学生の自主性を高めるところにあるという表現については、学部・教官

のあいだに完全なコンセンサスがありました。しかし、そこにいう自主性の具体的な意味内容については、スタッフのあいだに微妙な意見の喰い違いがあったというのが、偽らざる真実であるように思われるのであります。

ところで、さきほど、強制の問題に関連して、カリキュラム改革はフォーマルな強制を取り除いた代りに、インフォーマルな強制を強めたと申しましたが、もし学生の科目選択がこのインフォーマルな強制によって一〇〇%規定されるということになると、そのときには自主性について語ることもナンセンスだということになります。実際には、科目選択がインフォーマルな強制によって一〇〇%規定されることはなかったし、また、そのような方向にもっていこうとする努力もなされませんでした。[4] それは、一つには、インフォーマルな強制は必要であるにしても、そのために自主性が有名無実化するようなことがあってはならないという価値判断が、スタッフのあいだに、働いていたからでありますが、いま一つには、たとえ強制されなくとも、必修的な科目はすすんで履修するようにしようという内発的なメカニズムが、学生のあいだに、ビルト・インされており、そこで、インフォーマルな強制を極限までおしひろげていく必要はないだろうという事実認識が、スタッフのあいだに、行き渡っていたからでもあります。

問題は、この内発的なメカニズムの内容でありますが、それはおそらく次のような二つの契機から成立っているものと思われます。その第一は、固定観念であります。すなわち、法学部の学生は、大部分が、かなり早い時期、おそらく大学入学と同時に、法学部に進もうという意向を固めており、そこから、いったん法学部に進んだ以上、一定の科目――必修的な科目――は当然履修するものだという気持・固定観念にとりつかれているという事情があります。第二に、優越感の裏返しとしての義務感とでも称すべきメンタリティが考えられます。すなわち、教養部から各学部へのふるい分けは成績を基準にして行なわれますが、文系学部のうちでは、法学部に進むことを希望する者が多く、そのため法学部には成績上位の学生が集中する傾向にあります。しかも、この傾向はコンスタントなものであり、そこから、法学部の学生には一種のシニア意識が見られるのでありますが、その反面、法学部の学生である以上、必修的な科目は――たとえ無味乾燥であろうと――当然とるべきであるといった気負いにとりつかれる仕組になっているのであります。これは、一種の集団的な自己規制と称することも可能でありましょう。

ところで、このような内発的メカニズムに期待するということは、ある意味で、学生を突き放すということにもなります。つまり、フォーマルであれ、インフォーマルであれ、とにかく強制を通じて必修的な科目を履修させるということは、たしかに権威主義的なやり方でありますが、同時に、そこには学生にたいする一種の慈恵的な配慮が含まれていることになります。これに対し、学生の内発的な動きに期待するということは、一面、リベラルな行き方であるといえますが、同時に、学生から慈恵的配慮を奪うという含みがあることも否定できません。そして、実際また、カリキュラム改革を通じて、それまで学生に与えていた慈恵的な配慮――過保護――を清算するということは、私共のあいだの共通の了解事項でもありました。この点は、たとえば、成績評価を厳しくするという申し合わせや[5]卒業希望者に対する特別な救済措置を一切とり止めるという申し合わせのうちに[6]、はっきりと具体化されております。ただ、このように学生を突き放し、自立させるためには――あるいは、そのためにも――ある程度、勉学上のハードルを下げておかなければなりません。卒業に必要な総単位数の減少、必修制の廃止といった措置は、このようにハードルを下げておくという含みをもつものでありました。

さて、公けにされた改革意図の第二は、法学教育を能動的な職業教育に近づけるということでありますが、いま想い出してみますと、この主張には、ある意味で、売り言葉に買い言葉といった面が含まれておりました。つまり、大学紛争当時、学生のあいだから、法学教育はたんなる職業教育に堕しているのではないかという批判が提出されておりまして、それに対し、学部・教官の側で、職業教育であってなぜ悪いか、むしろ職業教育でないと考えることの方が幻想、許し難い自己欺瞞ではないかといった開き直りを見せたという事情があるわけであります。もっとも、こう申し上げたからといって、学部・教官の側としても、「帝国大学令」以来の伝統的な法学教育――これは、とくに高等文官試験科目が実定法を中心とする帝国大学法学部のカリキュラムとリンクされていたという意味で、受動的な職業教育であったと思われるのですが[7]――をそのまま是認していたわけではありません。むしろ、そのような受動性からの脱却を図るということについては、スタッフのあいだで、意見の一致があったと思われます。そして、そのための具体的な方策として考えられたのは、さしあたり、法学教育が法現象の技術的把握に埋没してしまうことを避け、逆に、社会統制とか紛争の解決といった社会的コンテクストのうちに法

現象を位置づけて理解する——いわば実定法主義を克服する——という方向でありました。

他学部で開講されている科目の聴講を容易にし、できれば教官の相互乗り入れを行なって醒めた——ソシオロジカルな——立場から法学教育の現状を捉え直すという措置は、そのような方向に沿うカリキュラム改革でありました。[8] しかし、一般に大学教育というものにたいするソシオロジカルな関心の乏しい日本において、[9] 法学教育の職業社会学的な理解に都合のよいような科目が他学部で開講されているという保障はありません。だとすれば、法学部として、このさい、そのような科目を自前で展開する必要があるということになりましょう。たとえば——かつて末弘厳太郎博士が試みられたように——日本の「大学法律学」に顕著な思想性の欠如について、今日の視点から、その診断と処方を試みるということは、十分意味のあることなのであります。[10] 特殊講義の充実というアイテムは、このような方向に沿うカリキュラム改革に他なりません。

ただ、それにしても、このような措置を積み重ねることによって、直ちに法学教育の能動化が可能になると考えることは、いささか易きに過ぎると申せましょう。というのも——これは、さきほど申し述べましたカリキュラム改革は万能薬ではないということと関係するのでありますが——法学教育の能動化という意図が実現されるかどうかは、措置自体によってきまるというより、むしろ、そのような措置を利用する「人」の心構えのいかんによってきまるという面が強いように思われるからであります。

すなわち、もともと、能動的な職業教育という発想自体、すでに大学教育、とくにそこにおける法学教育が現実の職業社会にたいして多少とも秩序形成力をもつ——あるいは、もちうる——ということを前提にしているわけでありますが、この前提が充たされているという保障は、じつは、ないのであります。法学教育は秩序形成力をもっているかもしれないし、もっていないかもしれません。時と場合によって異る、ということも十分考えられます。[11] ただ、すくなくとも、この前提を覆えすに足るだけの証拠を見出すことは困難である、ということだけは確かな事実でありましょう。だとすれば、大学における法学教育は——それが教育活動一般としてではなく、特定の教育活動として行なわれている以上——特定の仕方において、職業社会の秩序形成に能動的にかかわり合っているとみて差支えないことになります。言い換えれば、それは——教師一人一人がこのことを自覚していると否とにかか

わりなく――すでにそれ自体、秩序形成問題にたいする一つの選択としての意味をもっているということになるわけであります。したがって、この場合、教師としてその「職分」に忠実であろうとすれば、われわれとしても、自己の教育活動が、いかなる意味、いかなる方向での選択であるかについて、できるかぎり明確な自覚をもつことが必要だということになりましょう。もちろん、これは、「政策問題を教室で取り上げる」ことではありません。逆に能うかぎりそうした事態を避け、例の「明晰さと責任感を与えるという義務」(マックス・ウェーバー)を果すためにも、そのような知的作業が必要となるのであります。ところで、この知的作業は、もともと制度的な処理になじむものではありません。それは、上述の前提問題、すなわち法学教育はいかなる意味、いかなる程度において秩序形成力をもつかという設問にたいする回答が、今のところ、個々の教師の主観的な「解釈」という形においてしか与えられない以上、この「解釈」を基準として構成される選択の性格づけも、また、教師の個人的な努力の域を越えることはありえない、と考えられるからであります。

他方、学生の側についてみても、たとえば通常の企業に就職するための準備という点だけから考えますと、民法や労働法のような実体法を履修しておくことは得策ですが、手続法や政治関係科目を履修しておくことは余り意味がないということになります。これに対し、法現象を社会統制の手段とか紛争の解決とかいった社会的なコンテクストにおいて捉えようというのであれば、手続法や政治関係科目を履修しておくことはたいへん意味があることだ、ということになりましょう。いうまでもなく、前者の態度は受動的な職業教育に見合うものであり、後者の態度は能動的な職業教育に見合うものであります。だとすれば、法学教育の能動化という意図を実現するについては、学生の側に、あらかじめ、ある種の――就職に直接の結び付きはなくとも、法現象にたいする理解を深めるうえに有意義な科目とあれば、すすんで履修するという意味で、アカデミックな――禁欲的態度が具わっていなければならないということになりましょう。そして、このような禁欲的態度を保持させるためには、このさい、むしろ必修制を強化することが必要だという結論すら抽き出されることにもなるのであります。(15) その意味では、自主性の強化という意図と並べる形で、法学教育の能動化という意図を掲げることには、はじめから無理があったということになるのかもしれません。

以上が、カリキュラム改革の公けにされた意図でありますが、

この改革には、いま一つ、公けにされなかった意図というものがありました。教官の教育面の負担を軽減し、研究のための時間とエネルギーを確保しようとする意図が、それであります。すなわち、当時、大学紛争をきっかけにして、学生の側から多様な教育要求が出され、教官の教育負担が著しく増大する虞れが生じて参りました。演習の強化というアイテムは、一つには、このような教育要求――「教官全員の演習担当」――に応えるという意味をもっていたのでありまして、この点では、カリキュラム改革は教育負担の増大に途を拓くという性格をもっていたのであります。けれども、こうした要求の一つ一つにまともに応えていたのでは早晩、研究者としての自分がスポイルされる結果になるでしょう。そこから、予想される教育負担の増大を必要最少限度に抑え、研究に必要な時間とエネルギーが侵蝕されることを防ごうという願望が、スタッフのあいだに、期せずして湧き起こって参りました。そして、そのための手段として、カリキュラム改革を活用――あるいは、逆用――するということが着想されるに至ったのであります。たとえば、卒業に必要な総単位数の減少は、講義計画における操業短縮――たとえば、それまで毎年開講していた科目を隔年開講とし、学部全体としての開講科目数を圧縮する――を可能にし、それだけ教官の研究活動、とくに外国留学の余地を拡大するというメリットを具えています。また、必修制の廃止は「学生を卒業させる義務」から教官を解放し、以後、教官は慈恵的な配慮について思いわずらうことなく、研究に打込めるようになりました。こうして、カリキュラム改革は、他面で、教育負担の増大を抑止する方向にも働くことになったのであります。ところで、このような意図のもとにカリキュラム改革を推し進めていくということは、明らかに、教官の――研究専門家としての――職業的エゴイズムであります。そして、職業的エゴイズムであるがゆえに、この意図が公けにされるということはなかったのであります。けれども、いま振り返ってみますと、あの当時、内部にさまざまな意見の分化を抱えていた教授会を、最終的に、カリキュラム改革の方向に踏み切らせるうえで、この職業的エゴイズムが果した役割は到底無視できないものがあったと思われます。(未完)

(1)　参照、『法学部ニュース第一四号』(昭和四五年五月九日)。

(2)　いうまでもなく、総単位数の減少はそれまでのいわゆる過密カリキュラムを緩和して、学生に予習のための時間的・精神的ゆとりを与えるという効果をもつ。また、討論へ

の参加、報告、といったアクティヴな行動様式は、一般に、演習を通じて培われることになるのである。なお、これにたいし、他方、教官の側でも、講義や演習の進め方について創意工夫をこらし、改革の期待に応える必要がある。しかし、この点については、若干の教官により、いくつかの先導的な企画が試みられているものの、有効な方式が確立されるまでには至っていない。

(3) 改革以前に設けられていた必修科目の内訳は、次の通りである。

第一類＝憲法、行政法第一部、民法第一部、民法第二部、民法第三部、民法第四部、商法第一部、商法第二部、刑法第一部、刑法第二部、民事訴訟法第一部、刑事訴訟法、演習。第二類＝憲法、行政法第一部、行政法第二部、国際法第一部、政治学、政治史第一部、政治思想史第一部、国際政治、民法第一部、経済原論、財政学、演習。

(4) 上述の、科目どうしを「ぶつける」方式で時間割を組むようなことはしなかったという事実は、その一つの現われである。

(5) この申し合わせに応じて、改革以後「不可」の評点が増加した。若干の科目について、この点を数量的に示すと、次表のようになる。

成績評価の推移

科目	43年度（改革以前） 合格（優・良・可）	43年度（改革以前） 不合格（不可）	46年度（改革以後） 合格（優・良・可）	46年度（改革以後） 不合格（不可）
憲法Ⅰ	154	4	133	13
行政法Ⅰ	144	8	112	10
〃 Ⅱ	82	7	56	33
〃 Ⅲ	137	29	97	47
〃 Ⅳ	100	34	59	50
民法Ⅰ	108	21	35	59
〃 Ⅱ	104	1	144	2
〃 Ⅲ	127	3	94	17
商法Ⅰ	114	3	63	6
〃 Ⅱ	102	1	87	9
民事訴訟法Ⅰ	77*	1*	109	22
労働法Ⅰ	111	3	34	8
経済法Ⅱ	113	18	128	2
刑法Ⅰ	110	12	106	15
刑事訴訟法Ⅱ	116*	5*	75	9
法学Ⅰ	—	—	49**	2**
政治学Ⅰ	112	0	—	—
政治史	122	2	98	0
行政学	46	0	60	3
政治思想史	131	3	77	0
政治学	100	5	27	5

＊；44年度　＊＊；47年度

(6) 改革以前においては、卒業予定者について、一科目に限

り、「不可」を「可」とみなすような救済措置が講ぜられていた。そのため、心ならずも落第するというケースは、毎年一、二を数える程度にとどまっていたが、改革以後、この救済措置が廃止されたため、たとえば昨年度についてみると、卒業を希望する者（一五八名）のうち、一八名もの学生が心ならずも落第するという結果になった。

（7）Robert M. Spaulding jr., Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations, Princeton, 1967, Part Ⅲ.

（8）法学部の学生は、法律・政治関係科目のうちから六〇単位以上を履修する必要があるが、この条件に抵触しないかぎり、他学部の科目を聴講・履修することは、原則として、自由である。実際また、その数は漸増の傾向にある（次表参照）。

他学部の科目を履修した者（延人員）

年度 / 学部名	43	44	45	46	47
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
経済学部	243	386	356	343	381
文学部	—	—	—	10	26
教育学部	—	—	—	—	2
合　計	243	386	356	353	409

（9）参照、利谷信義、「日本資本主義と法学エリート」(一)および(二)、『思想』、一九六五年七月号および一〇月号所収。

（10）日本評論社編、『日本の法学』、昭和二五年、二八頁以下。

（11）たとえば、いわゆる大学の「大衆化」によって、この秩序形成力が増大したか、それとも減少したかという問題は、紛争当時、教官のあいだで論議の的になったことがある。けれども、ここでは、その論議は繰り返さない。

（12）cf. Robert K. Merton, Social Theory and Social Structure, rev. ed., N. Y., pp. 537—549.

（13）『職業としての学問』（尾高邦雄訳）、岩波文庫、六三頁。

（14）同書、四四頁。

（15）職業的エゴイズムという言葉は、ここでは、学問象徴として用いられている。したがって、それは——それ自体としては——べつに「悪い」ものではない。むしろ、「職業的エゴイズムすらもちえないような者は、一人前の教師とは言えない」という意味では、「良い」コノテーションをもっているとみることもできよう。

（16）現在、問題になっている「法学部改革案」（『法学部ニュース第五九号』参照）のオリジンの一つは、まさしくこの公けにされなかった改革意図のうちに求められる。

〈付記〉　この草稿を作成するにあたり、資料の整理・分析について、北大法学部関美智子助手にお力添えをいただいた。深く感謝申し上げる。